



# かわらばん

No.271

令和3年1月12日発行

湧別町役場上湧別庁舎 2-2111 ・ 湧別庁舎 5-2211

## 〈目次〉

受給者証の有効期間が延長されています	1	農林漁業者支援事業給付金	4
総合計画審議会 委員募集	2	家庭教育研修会	5
湧別福祉会 職員募集	3	令和2年7月豪雨災害義援金 受付延長	6
湧別町奨学金	4	高齢者福祉入所施設 空き状況	7
歯科健診・フッ素塗布		要介護認定高齢者の障害者控除	8

## 受給者証の有効期間が1年間延長されています

☎福祉課 福祉G 5-3761

各種受給者証をお持ちの方で有効期間が令和3年2月28日（日）までの方は、有効期間が1年間延長されています。これは、受給者証の更新に必要な診断書を受け取るためだけの受診を無くし、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための特別措置です。

【対象者】 下記の受給者証をお持ちの方

- 特定医療費（指定難病）受給者証
- 特定疾患医療受給者証
- 小児慢性特定疾病医療受給者証
- 自立支援医療（精神通院）受給者証

※これ以外の受給者証をお持ちで期間延長の対象か分からない場合は、☎福祉課までお問い合わせください。

なお、受給者証の有効期間が令和3年3月1日以降に満了する方は、通常どおり手続きが必要です。

## 「新しい生活様式」を実践しましょう



<p>いまは、 ぎよりをとって</p>	<p>手を洗おう</p>	<p>咳エチケット</p>	<p>換気をしよう</p>	<p>3つの「密」をさげよう</p>	<p>テイクアウトや デリバリーも</p>	<p>オンラインを 上手に使う</p>
-------------------------	--------------	---------------	---------------	--------------------	---------------------------	-------------------------

## 湧別町総合計画審議会の委員を募集します

㊦企画財政課 企画G 2-5862

町では、令和4年度からのまちづくりの指針「第3期湧別町総合計画」の策定に向けて、現在作業を進めています。この計画策定に町民の皆さんに参画していただくため、「湧別町総合計画審議会」の委員を募集します。皆さんのご協力をお願いいたします。

- 【計画策定の流れ】町長が計画素案を作成し、審議会へ諮問します。諮問を受けた審議会から答申をいただき、最終的に議会の議決を経て計画を実施します。
- 【審議会の役割】町民40人以内で組織される審議会に参加していただき、町長から諮問される計画素案に対して町民の立場からご意見を出していただくことです。
- 【応募資格】18歳以上で、町内にお住まいか通勤している、まちづくりに関心のある方。
- 【委嘱期間】本年3月から6月頃までを予定（審議結果を答申するまで）
- 【報酬等】委員は町の非常勤特別職となり、報酬、費用弁償（交通費）が支給されます。  
報酬：日額6,400円（会議時間が4時間未満の場合は半額）  
費用弁償：住所地から会議場までの距離に応じ交通費を支給
- 【募集人数】5人以内
- 【申込方法】指定の申込書（㊦企画財政課に備えています。）に必要事項を記入して、2月1日（月）までに郵送または㊦企画財政課に直接提出してください。  
なお、指定の申込書は町ホームページ（<https://www.town.yubetsu.lg.jp/st/kikaku/sogokeikaku-shingikai.html>）からもダウンロードできます。
- 【選考方法】書類審査にて選考します。選考結果は、後日書面にて通知します。

## 社会福祉法人 湧別福祉会の職員を募集します

（福）湧別福祉会 湧別オホーツク園 5-3660

職種	雇用形態	募集人数	資格・条件	勤務場所
看護職員	正職員	1人	●正看護師または准看護師 ●普通自動車免許	サポートセンターばろう湖水の杜 （地域密着型介護老人福祉施設） （芭露2334番地の2）

- 【応募条件】町内在住または通勤可能な方
- 【勤務条件】詳しい勤務条件などは、面接の際にご説明します。
- 【採用日】令和3年4月1日
- 【賃金】法人の給与規程の定めによります。
- 【加入保険】健康保険、厚生年金、雇用保険
- 【応募方法】3月5日（金）までに、履歴書を湧別オホーツク園へ提出してください。
- 【決定方法】採用の可否は、面接にて決定します。面接日は、応募者に後日ご連絡します。
- 【問い合わせ先】（福）湧別福祉会 湧別オホーツク園（東41番地の1） TEL 5-3660

## 湧別町奨学金をご利用ください

教育委員会 教育総務課 教育管理 G 5-3143

町では、教育の機会均等と教育の振興を図るため、奨学金の貸付けを行っています。奨学金の借入れを希望される方は次のとおり申請してください。なお、奨学金の返済が免除される制度や返済額が助成される制度もあります。

【奨学金】 ●年間授業料の80%（限度額50万円）以内の額を無利子で借りられます。

●毎年2回に分けて振り込まれます。

●学校を卒業して1年間据置き後、最長10年間での返済となります。

【対象者】 下記の4つすべてに該当する方。

①本町に住民登録をしている方のお子さん

②令和3年度に高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校に在学する方

③身体健康、学業優秀、性行善良な方

④学資の支弁が困難な方

【決定方法】 4月下旬の教育委員会会議で決定し、本人に通知します。

【申請方法】 借入れを希望される方は、下記①～⑧の書類を3月19日（金）までに教育委員会教育総務課に提出してください。

①奨学金貸付申請書 ②奨学生推薦書（卒業した学校の推薦）

③履歴書 ④合格通知書の写し ⑤学業成績証明書

⑥主に家計を支えている方の、令和2年分の源泉徴収票の写しまたは確定申告書の写し

⑦主に家計を支えている方の、令和2年度分の町税の納税証明書または完納証明書

⑧年間授業料明細書の写し

※①、②、③の用紙は教育委員会および町ホームページ（<https://www.town.yubetsu.lg.jp/>）に備えてあります。

### ◆奨学金償還免除制度

この奨学金を借りた方で下記の条件すべてに該当する方は、奨学金の返済が免除される制度があります。

●学校卒業後6年以内に町内に居住した方

●町内の企業に就職した方、または家業に従事した方

●町内での就業期間が10年を超えた方

### ◆奨学金返還支援制度

この奨学金以外のものを含め、奨学金の返済額が助成される制度があります。詳しくは、㊦企画財政課（☎2-5862）へお問い合わせください。

【助成額】 対象期間のうち、1年度あたり18万円以内

【対象期間】 住民登録日以降の奨学金返済期間のうち、継続した120カ月分

【対象者】 令和2年4月1日以降に、町内に住民登録したうえで、町内事業所で5年以上継続して就業する見込みの方。ただし、公務員は対象外です。

【申請期間】 毎年度4月1日～10月30日

## 歯科健診・フッ素塗布を行います

㊦健康こども課 子育て相談 G 5-3765

1歳から就学前までのお子さんを対象に、歯科健診・フッ素塗布を行います。希望される方は、㊦健康こども課までお申し込みください。

※新型コロナウイルス感染症の発生状況により、中止する場合があります。

### 【日程・会場】

月 日	受付時間	会 場	申込締切日
2月12日(金)	午後0時30分～1時	保健福祉センター(栄町)	2月5日(金)

【流 れ】①受付 ②染め出し(希望者のみ) ③ブラッシングチェック

④歯科健診 ⑤フッ素塗布(綿球法または歯ブラシ法を選べます。)

※染め出しとは、歯垢(プラーク)を赤く染め、歯の色を区別しやすくするものです。磨き残しがある場所を確かめられるため、歯磨きの癖を知ることができます。

【料 金】無料

【持 ち 物】●母子手帳 ●歯ブラシ ●問診票(申し込み後に郵送します)

●エプロン(染め出しを希望する方のみ)

【そ の 他】●事前に歯磨きをしてきてください。

●新型コロナウイルス感染症対策のため換気を行いますので、暖かい服装でお越しください。

## 湧別町農林漁業者支援事業給付金をご利用ください(再掲載)

㊧農政課 農政 G 2-5861 ㊦水産林務課 水産林務 G 5-3763

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済規模の縮小等により大きな影響を受けている農業者・林業者・漁業者に対し、経営の安定化を図るため、給付金を支給しています。

【給付額】1事業者あたり、一律30万円 ※1回限り

【給付要件】下記の条件にすべて当てはまる事業者

①町内に住所を有し、現に事業を営み、引き続き事業を継続していく意思があること。

②国から持続化給付金の支給を受けていること。

③町税等の滞納がないこと。

④湧別町中小企業緊急支援事業給付金の支給対象となっていないこと。

【申 請 先】㊧農政課、㊦水産林務課、中湧別出張所

【必要なもの】 ●湧別町農林漁業者支援事業給付金交付申請書

●同意書

●国の持続化給付金の「給付通知書」の写し

●振込先口座の通帳の写し ●印鑑

※申請書・同意書は、㊤農政課、㊦水産林務課、中湧別出張所、えんゆう農業協同組合、湧別町農業協同組合、湧別漁業協同組合に備えています。また、町ホームページ (<https://www.town.yubetsu.lg.jp/virus/nouringyogyosha-shien.html>) からダウンロードできます。

【申請期限】 2月26日（金）

## ～親と子をつなぐデコパージュ～ 家庭教育研修会を開催します

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132

町では、家庭教育研修会を開催します。今年は、子どもたちが毎日ニコニコできるよう、願いを込めた小物づくりを企画しました。ぜひご参加ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては中止や内容を変更する場合があります。その場合は町ホームページ (<https://www.town.yubetsu.lg.jp/>) でお知らせします。

【内 容】 ソープディスペンサーへのデコパージュ、マグネットフックへのデコパージュ

### 《デコパージュとは？》

素敵な薄紙を専用ののりで装飾するクラフトです。

今回はソープディスペンサーとマグネットフックをあなただけのグッズに仕上げます。



【講 師】 サニークラウディー 細川 佐和さん、木下 泉さん

町内で生活雑貨やアクセサリ等の製作・販売をされている創作ユニットです。

【日 時】 2月14日（日）午前10時～11時50分（受付：午前9時40分～）

【会 場】 文化センターさざ波 多目的ホール（栄町）

【対 象】 子育てに関心のある町民の方。親子でも参加できます。

【持ち物】 工作はさみ

【料 金】 材料費500円を当日お支払いください。

【申込方法】 2月1日（月）までに、教育委員会社会教育課（Tel 5-3132）へご連絡ください。また、就学前のお子さんは託児室でお預かりすることができます。託児を希望される方は、あわせてご連絡ください。

【その他】 当日は事前に検温してください。また、体調が悪い場合は来場をお控えください。

# 令和2年7月豪雨災害義援金の受付期間を延長します

☎福祉課 福祉G 5-3761

令和2年7月3日からの大雨により、九州を中心として広域にわたり甚大な被害が発生しました。この大雨で被災された方々を支援するため義援金を受け付けていましたが、今後も被災された方々を支援するため次のとおり受付期間を延長しました。引き続き皆さまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

【義援金名称】 令和2年7月豪雨災害義援金

【受付期間】 3月31日（水）まで（役場へ持参する場合は、3月24日（水）まで）

【受付口座】（1）郵便振替

●加入者名：日赤令和2年7月豪雨災害義援金

●口座番号：00110-8-588189

※郵便局窓口での取り扱いの場合、振替手数料は免除されます。

※受領証を希望される場合は、通信欄に「受領証希望」と記載してください。

（2）銀行口座

口座名義：ニホンセキジュウジシャ日本赤十字社（次の3銀行共通）

三井住友銀行 すずらん支店 （普）2787558

三菱UFJ銀行 やまびこ支店 （普）2105556

みずほ銀行 クヌギ支店 （普）0620472

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料がかかる場合があります。

※受領証が必要な場合は、次の内容をご連絡ください。

●義援金名 ●住所 ●氏名（受領証の宛名） ●電話番号

●寄付日 ●寄付額 ●振込金融機関名・支店名

連絡先は日赤本社パートナーシップ推進部会員課（TEL 03-3437-7081）

（3）役場窓口への持参

受付窓口：☎福祉課（日本赤十字社湧別町分区事務局）、

☝住民税務課、中湧別出張所



## 防災メールに登録してください！ 『サポートメール@防災ゆうべつ』

町では大雨・暴風雪や洪水警報をはじめとする気象情報、地震情報などが発表された場合に、あらかじめ登録された携帯電話・スマートフォンや自宅パソコンにメールで一斉配信するサービスを導入しています。

登録手続は24時間いつでも可能で、登録・配信は無料です。

次のメールアドレスを入力するか、QRコードを読み取り、空メールを送信してください。数分で登録用のメールが送信されてきますので、内容を確認の上、手順に従って登録してください。

【メールアドレス】

touroku@i.town.yubetsu.lg.jp

【QRコード】



## 町内の高齢者福祉入所施設の空き状況

(湧)福祉課 高齢介護 G 5-3761

12月22日現在の町内高齢者福祉入所施設の空き状況等は次のとおりです。(現在の空き状況等は変更となっている場合があります。)

待機者がいても空床・室数に空きがある施設については、入所できる場合がありますので各施設にお問い合わせください。

分類	事業所名	住所	電話番号	定員 ・ 室数	空床 ・ 空室	待機者		
						すぐに 入居を希望 する方	すぐに 入居を希望 しない方	合計
特別養護 老人ホーム ※1	湧別オホーツク園	東	5-3660	40人	0	9	25	34
	湧別オホーツク園 リラの杜 ※3			20人	0	1	3	4
	湖水の杜 ※3	芭露	4-5525	20人	0	1	1	2
	湧愛園	上湧別 屯田市街地	2-3151	40人	0	20	28	48
	湧愛園ちゅーりっぷ の里 ※3			20人	0	10	14	24
グループホーム ※2	上湧別館 ※3	中湧別北町	4-2070	18人	0	5	14	19
有料老人 ホーム	小規模多機能 向日葵	中湧別東町	8-7725	22人	0	4	0	4
	リビングケア・ オリーブ	中湧別中町	4-1760	1人用 13室	0	0	3	3
				夫婦用 2室	0	0	1	1
高齢者 賃貸住宅	在宅支援型住宅 湖水の杜	芭露	4-5525	5人	0	3	0	3
	ケアハウス来夢 ※4	上湧別 屯田市街地	4-1100	1人用 24室	0	12	9	21
				夫婦用 3室	0	2	4	6

※1 入所するには原則要介護3～5の認定が必要な施設です。

※2 入所するには要介護認定が必要な施設です。

※3 地域密着型施設のため、湧別町民の方のみが入所できる施設です。

※4 日常生活で自立している方が入所できる施設です。(要介護者は入所できない場合があります。)

### 介護職員が不足しています

湧別福祉会（オホーツク園）、上湧別福祉会（湧愛園）では介護職員を募集しています。

ご興味のある方は湧別福祉会（Tel5-3660）、上湧別福祉会（Tel2-3151）にお問い合わせください。

## 要介護認定高齢者の方が障害者控除を受けるには申請が必要です

☎ 福祉課 高齢介護 G 5-3761

次の基準を満たす要介護認定高齢者の方は、「障害者控除対象者認定書」を受け取ることができます。これは、確定申告や住民税の申告で税控除を受けるために必要な証明書です。毎年申請が必要ですので、忘れずに申請してください。

**【対象者】** 令和2年12月31日現在、介護保険法に基づく要介護認定を受けた65歳以上の方で、認定となった状態が調査等により下記対応表の「日常生活自立度判定基準」に該当する方。

または、手帳の障害区分では税控除区分の「障害者」に該当し、「日常生活自立度判定基準」では「特別障害者」に該当する方。

		日常生活自立度判定基準 (介護保険認定調査結果)		各手帳所持者の障害区分 (証明書の申請手続きが不要な方)
		認知症度	寝たきり度	
税控除区分	障害者	Ⅱ以上に該当	Aに該当	身体障害者手帳 3～6級 療育手帳 B区分 精神障害者保健福祉手帳 2～3級
	特別障害者	ⅣまたはMに該当	BまたはCに該当	身体障害者手帳 1～2級 療育手帳 A区分 精神障害者保健福祉手帳 1級

※この判断基準は、認知症高齢者または障害高齢者の「日常生活自立度判定基準」に基づきます。

**【必要なもの】** 申請者と認定者の印鑑

**【申請先】** ☎ 福祉課、Ⓛ 住民税務課、中湧別出張所、芭露出張所

**【問い合わせ先】**

- 障害者控除対象者認定書について ☎ 福祉課 TEL 5-3761
- 確定申告、所得税について 紋別税務署 TEL 0158-23-2191
- 住民税の申告について Ⓛ 住民税務課 TEL 2-5863

### 発熱や咳などの風邪症状で医療機関の受診を考えている方へ

発熱、咳、のどの痛み、頭痛、寒気、倦怠感など、  
風邪の症状が見られるため医療機関を受診したい…



受診にあたっては、事前に症状等を電話でご相談ください

- ① かかりつけ医がいる方は、かかりつけ医にお電話を。
- ② かかりつけ医がない方は、  
「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」にお電話を。

**0800-222-0018 (フリーコール・24時間)**